

下水道事業における広域化・共同化の取組事例

－ 持続可能な事業運営を推進するために －

はじめに

平成28年度に国土交通省が実施した調査によると、下水道事業における広域化・共同化の取組事例は461事例となっています。このうち、地方自治法の共同処理制度を活用した事例は295事例あり、そのなかでも「事務の委託」を活用し、隣接する団体に汚水処理を委託する事例が最も多くなっています。

事例①汚水処理の集約化（北海道旭川市等）

【事業概要】

北海道旭川市とその周辺5町による「汚水処理の集約化」の事例です。周辺5町が旭川市との行政界まで管きよを布設し、旭川市が整備・管理を実施している市内の広域幹線を流下し、旭川市処理場で処理しています。

【事業開始のきっかけ】

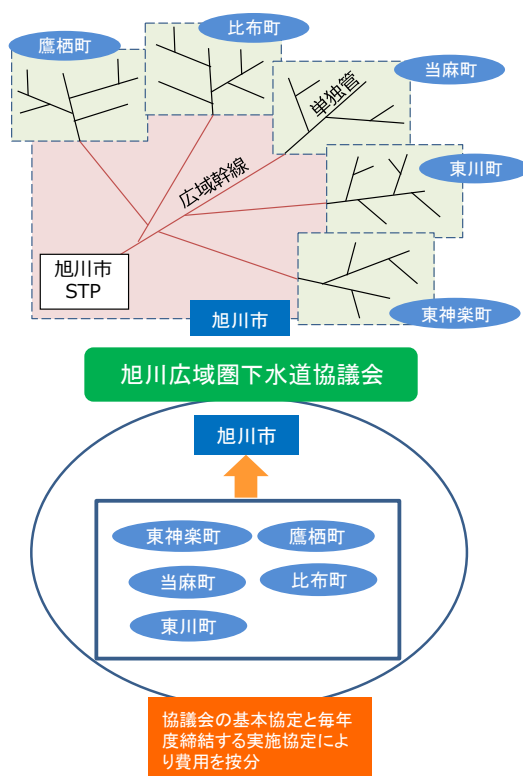
旭川市の処理場はもともと旭川市のみ単独公共下水道として計画されていました。同時期に周辺5町も下水道事業の実施を検討し始めたため、協議会（任意）を設置し協議が進められました。

【効果・メリット】

建設予定であった周辺5町の下水処理場が不要となり、**建設費・維持管理費の低減**や**水質管理の集約化**に寄与しています。また、5町の**処理場管理職員の削減により人件費の削減**にもなっています。

【費用負担の考え方】

費用負担は水量按分を基本とし、毎年度の実施協定に定められています。維持管理費単価は、当該年度の維持管理費を水量で除して算定し、協議会において決定されています。なお、汚水量は、行政界に設置された流量計により観測されています。



図①. 北海道旭川市等における汚水処理の集約化イメージ
(出典：下水道事業における広域化・共同化事例集より)

事例②汚泥処理の集約化（埼玉県）

【事業概要】

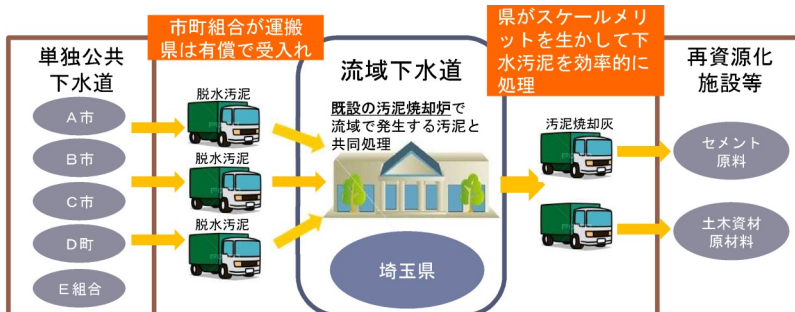
埼玉県流域下水道を核とした「汚泥の共同処理」の取り組みを検討している事例です。

【事業開始のきっかけ】

流域下水道の**既設焼却炉を有効利用したい**県のニーズと、**単独公共下水道の汚泥処理費を低減したい各市町・組合のニーズ**が合致し、平成27年以前から、汚泥共同処理を検討しています。平成27年度の下水道法改正で創設された協議会制度がきっかけとなり、平成28年11月に**下水道法に基づく協議会を設立**しています。

【連携スキームのポイント】

流域下水道を核としたハード連携であり、また流域下水道側の既設費用負担（いわゆるバックアロケーション）を求めない方向で検討されているため、関連団体が参加しやすい状況にあります。ただし、焼却炉の更新時には、市町等の要望に基づき、共同処理に伴う汚泥量を加味してアロケーションを設定する必要があります。



図②. 埼玉県における汚泥処理の集約化イメージ
(出典：下水道事業における広域化・共同化事例集より)

事例③維持管理の共同化（長崎県波佐見町・東彼杵町）

【事業概要】

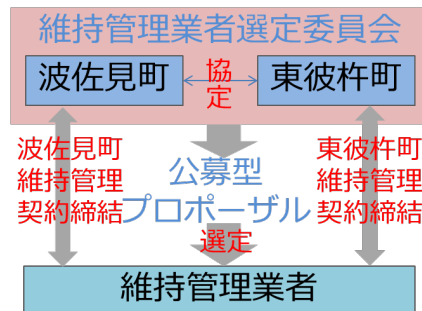
長崎県波佐見町と東彼杵町において、維持管理業者を共同で選定し（プロポーザル形式）、同一業者に維持管理業務を委託している事例です。

【事業開始のきっかけ】

2町では、合併を前提として、同一の処理方式を採用し、機器仕様を合わせるなどして処理場建設を行いました。こうした経緯から、維持管理を共同で実施することの素地がありました。もともと地元には維持管理業者はおらず、2町とも新規発注のため地元業者との摩擦は生じませんでした。

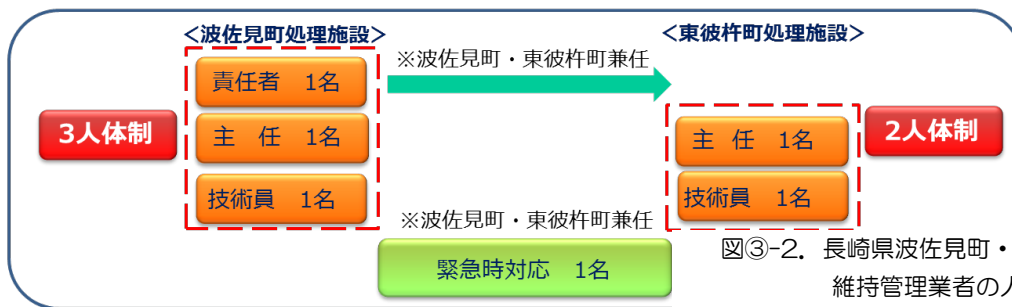
【効果・メリット】

共同化による委託人件費削減、発注作業の共同化により、職員工数削減が図られています。また、2処理場間の物品・薬品等の貸し借りや緊急時の人員のやり繰りが容易となります。



図③-1. 長崎県波佐見町・東彼杵町における維持管理の共同発注のイメージ

（出典：下水道事業における広域化・共同化事例集より）



図③-2. 長崎県波佐見町・東彼杵町における維持管理業者の人員体制

（出典：下水道事業における広域化・共同化事例集より）

事例④庁内事務の共同化（大阪府富田林市等）

【事業概要】

大阪府南河内4市町村（富田林市・河南町・太子町・千早赤坂村）において、下水道法協議会を設置し（全国第1例目）、下水道事業における庁内事務の共同化の合意に至った事例です。

【事業開始のきっかけ】

南河内4市町村では、地域的なつながりや連携の雰囲気が高く（ごみ・し尿等の他分野でも広域連携を実施中）、下水道事業を継続することに対する人的な課題が顕在化している等、共通の課題認識がなされていました。

【連携スキームのポイント】

広域化の手法（共同研究、民事上の委託、事務の委託等）により、比較的合意形成や実現性が高い庁内事務から短期、中期、長期に分類し段階的に広域化・共同化を進める方針となっています。

【想定される効果】

中小規模の団体では最小限の固定職員が必要なため、職員人件費の削減には大きくは寄与しませんが、リーダーシップをもつ富田林市による技術支援等により、地域全体の技術力向上が実現されるものと考えられます。

平成30年4月開始				
	短期	中期	長期	摘要
広域化の段階	法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
共同研究（基本協定）	業務継続計画（BCP） 緊急対応（非常時） 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整			課題検討・研究会を定期的に開催
広域化の手法	民事上の委託（基本協定）&（個別委託契約） 水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃	各種計画・工事設計 各種システム構築 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理（通常時対応、合特対象） 維持管理（異常時の対応案内、ハザードマップ等） MPの維持管理	富田林市に業務を集約
事務の委託（事務委任規約）		排水設備指定業者登録	排水設備 占用、開発協議 計画・調査	富田林市に事務を委託

図④. 大阪府南河内4市町村における庁内事務の共同化のイメージ

（出典：下水道事業における広域化・共同化事例集より）



Association of Water and Sewage Works Consultants Japan

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSCJ）

〒116-0013東京都荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル7階

TEL：03（6806）5751 FAX：03（6806）5753 <https://www.suikon.or.jp>

令和2年7月作成